別表２　　健診受診をお断りする期間（案）と健診職員の就業を制限する期間　（案）

2023年5月15日

2023年5月26日改訂

一般社団法人　日本総合健診医学会

１）外出を控えることが推奨される期間と健診受診をお断りする期間（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **外出を控えることが推奨される期間**  **（個人の判断）　厚生労働省** | **健診の受診を断る期間**  **（社会性配慮）　案** | **健診の受診を断る期間**  **（ウイルス学的安全性優先）　案** |
| 周りの方への配慮 | １０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。 | ポリシー  個人の判断ではなく施設判断  ５日目を過ぎると排出されるウイルスが大きく減るので、左列の外出を控える期間と同じにするが、周りの方への配慮の条項に沿い、10日間経過してからの受診を求める。さらに、健診への影響を踏まえて、なるべく期間を十分とるよう推奨する。 | ポリシー  感染リスクをできるだけ減らす施設判断。一般の外出開始時期より４日以上遅くなるが、少なくとも、ウイルスの排出がほぼなくなる10日間経過してからの受診を求める。  さらに、健診への影響を踏まえて、なるべく期間を十分とるよう推奨する。 |
| 新型コロナウイルス感染者 | 発症後※５日間経過するまで、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間  （※）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。 | 発症（※）後５日間が経過するまで、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間。  可能であれば、10日間経過するまで受診を控えていただく。また、健診結果に影響する可能性があるため、感染後は十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することを推奨する。  （※）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。 | 発症（※）後10日間が経過するまで、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間。  健診結果に影響する可能性があるため、感染後は十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することを推奨する。  （※）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。 |
| 同居者の新型コロナウイルス感染 | 感染者の発症日※を0日として、特に5日間は注意してください。7日目までは発症する可能性があります。10日間は外出するときには人混みを避け、マスクを着用しましょう。高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。  （※）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。 | 同居者からの感染率は非常に高いので注意が必要です。家庭では可能であれば部屋を分け、定期的に換気をし、同居家族は可能な範囲でマスクを着用し、感染された家族の世話はできるだけ限られた者で行うなど注意する。  上記の適切な感染症対策を講じた日から７日間症状なく経過、対策不十分な場合は感染者の発症日を0日として11日間（10日目の時点で感染者に症状がある場合は症状軽快から24時間）が経過した日から、さらに7日間経過するまでの期間。可能であれば、10日間経過するまで受診を控える。 | 同居者からの感染率は非常に高いので注意が必要です。家庭では可能であれば部屋を分け、定期的に換気をし、同居家族は可能な範囲でマスクを着用し、感染された家族の世話はできるだけ限られた者で行うなど注意する。  上記の適切な感染症対策を講じた日から７日間症状なく経過、対策不十分な場合は感染者の発症日を0日として11日間（10日目の時点で感染者に症状がある場合は症状軽快から24時間）が経過した日から、さらに7日間経過するまでの期間。可能であれば、10日間経過するまで受診を控える。 |

２）外出を控えることが推奨される期間と健診職員の就業を制限する期間　（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 外出を控えることが推奨される期間  （個人の判断）　厚生労働省 | 健診職員の就業制限が推奨される期間  （社会性配慮）　（案） | 健診職員の就業制限が推奨される期間  （ウイルス学的安全性優先）　（案） |
| 各案の考え方 | １０日間が経過するまで、ウイルス排出の可能性があり、不織布マスクを着用や高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へ配慮を求めている。 | 一般の外出と同じ時期に就業再開するが、抗原検査の実施や10日間経過まで受診者との接触を控える安全対策を行う。 | 一般の外出再開時期より遅くなるが、ウイルスの排出がほぼなくなる時期まで待ち就業再開し、安全に通常業務が再開できる。 |
| 新型コロナウイルス感染者 | 特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を０日目（※１）として５日間は外出を控えること（※２）、かつ、５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。  （※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。  （※２）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。  周りの方への配慮  １０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。  厚生労働省　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>  新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか | 発症日を０日目（※１）として５日間、かつ、５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでの間（※２）。可能であれば、就業復帰時に症状の有無に関わらず抗原検査で陰性を確認する。  （※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とする。  （※２）１０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用することに加え、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、配慮する。  可能であれば、10日間経過するまで、受診者との接触・接近を避けるなど勤務体制を工夫する。発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、受診者との接触・接近を避けるなどの勤務体制の工夫を継続する。  設定根拠  厚生労働省　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>  新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか  各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。 | 発症日を０日目（※１）として１０日間、かつ、１０日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでの間（※２）。可能であれば、就業復帰時に症状の有無に関わらず抗原検査で陰性を確認する。  （※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とする。  （※２）１０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用することに加え、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、配慮する。  可能であれば、10日間経過するまで、受診者との接触・接近を避けるなど勤務体制を工夫する。発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、受診者との接触・接近を避けるなどの勤務体制の工夫を継続する。  設定根拠  厚生労働省　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>  新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか  各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。 |
| 同居者の新型コロナウイルス感染 | 1. ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。 　その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を０日として、特に５日間はご自身の体調に注意してください。７日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。   厚生労働省　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>　新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Ｑ４：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？ | 同居者からの感染率は非常に高いので注意が必要です。家庭では可能であれば部屋を分け、定期的に換気をし、同居家族は可能な範囲でマスクを着用し、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどの注意をお願いします。  同居の感染者の発症日を０日として、当日から上記の感染対策が講じられた場合で、７日目（※１）までは発症する可能性があるので当該職員は自身の体調変化に注意が必要です。  感染対策が講じられた日を０日目として、少なくとも５日目に症状がなく、抗原検査で陰性を確認した場合に就業復帰するよう推奨する。この場合も、７日目（※１）までは発症する可能性があるので、当該施設の受診者構造や当該職員の勤務環境によっては、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、配慮する。可能であれば、７日間経過するまで、受診者との接触・接近を避けるなど勤務体制を工夫する。  （※１）感染対策が講じられた日を０日目とする  設定根拠  厚生労働省　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Ｑ４：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？ | 同居者からの感染率は非常に高いので注意が必要です。家庭では可能であれば部屋を分け、定期的に換気をし、同居家族は可能な範囲でマスクを着用し、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどの注意をお願いします。  同居の感染者の発症日を０日として、当日から上記の感染対策が講じられた場合で、７日目（※１）までは発症する可能性があるので当該職員は自身の体調変化に注意が必要です。  感染対策が講じられた日を０日目として、少なくとも５日目に症状がなく、抗原検査で陰性を確認した場合に就業復帰するよう推奨する。この場合も、７日目（※１）までは発症する可能性があるので、当該施設の受診者構造や当該職員の勤務環境によっては、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、配慮する。可能であれば、７日間経過するまで、受診者との接触・接近を避けるなど勤務体制を工夫する。  （※１）感染対策が講じられた日を０日目とする  設定根拠  厚生労働省　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の対応について<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について　Ｑ４：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？ |

＜追記＞

日本呼吸器学会の提言が、2023年5月17日付[日本呼吸器学会「ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について」](https://www.jrs.or.jp/information/jrs/20230517144955.html)として更新されました。当学会の作成した総合健診施設における対応の手引きQ&Aとの相違につきましては、別紙のように、日本呼吸器学会「ウィズコロナにおける呼吸機能検査の実施について（2023年5月17日）と「総合健診施設における対応の手引きQ＆A（2023年5月16日）」の相違点について、および「総合健診施設における対応の手引きQ＆A（2023年5月26日改訂）」を作成し、Q6-3を改訂しましたのでご参照ください。